

長崎市監査公表第 10 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和 4 年 8 月 19 日

長崎市監査委員	柴	原	慎	一
同	三	谷	利	博
同	奥	村	修	計
同	林		広	文

令和4年度

監査報告

財務監査(工事監査)

〔前期〕

理 財 部

土 木 部

中央総合事務所

上下水道局事業部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査(工事監査)

第2 監査の対象

理 財 部 (契約検査課、検査指導室)

土 木 部 (土木企画課、土木建設課、土木防災課)

中央総合事務所 (地域整備1課、地域整備2課)

上下水道局事業部 (水道建設課、給水課、浄水課、下水道建設課、下水道施設課)

今回の監査は、令和3年3月から令和4年2月までに発注したもののうち、次のとおり工事10件と業務委託4件を抽出した。

工 事 (10件)

件 名	所 管 名
1 (仮称)浦上駅二輪車等駐車場整備工事	土木企画課
2 端島海岸海岸災害復旧工事	土木建設課
3 市道琴海村松町24号線道路災害復旧工事	土木防災課
4 小峰(1)地区急傾斜地崩壊対策工事	地域整備1課
5 魚の町公園整備工事	地域整備2課
6 西坂町(径100耗)配水管布設工事	水道建設課
7 田手原中部減圧槽ほか減圧弁等取替工事	給水課
8 本河内浄水場ろ過池整備工事	浄水課
9 栄町ほか内径300耗污水管推進工事	下水道建設課
10 東部下水処理場沈砂池設備改築機械工事	下水道施設課

業務委託 (4件)

件 名	所 管 名
1 市道相川町四杖町1号線測量及び道路詳細設計業務委託	土木建設課
2 市道大カルバート定期点検業務委託	土木防災課
3 香焼地区送・配水施設設計業務委託	水道建設課
4 中部茂里町流量調整池詳細設計業務委託	下水道施設課

第3 監査の期間

令和4年4月1日から令和4年7月27日まで

第4 監査の着眼点

1 主な着眼点

- (1) 計 画 事前協議及び諸手続
- (2) 設 計 関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成
- (3) 積 算 積算基準の運用
- (4) 契 約 契約手続
- (5) 施 工 工事関係手続、施工管理、安全管理、書類管理、設計変更手続
- (6) 検 査 検査関係書類
- (7) 維持管理業務 保守点検関係書類
- (8) 委託業務 委託業務関係書類

2 重点項目

- (1) 設計図書に適切な施工条件が明示されているか
- (2) 受注者が行う官公庁等への届出を把握しているか
- (3) 下請契約を適切に締結しているか
- (4) 現場の安全管理が適切に行われているか

第5 監査の実施内容

設計図書等関係書類及び現場が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に執行されているか書類審査し、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

第6 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

なお、その他の事項については、改善に向けた取組みを求めた。

指 摘 事 項

土木部

1 端島海岸海岸災害復旧工事 [土木建設課]

- (1) 高さ2 m以上の場所での出来形計測時に、要求性能墜落制止用器具着用等の墜落防止対策をしていなかった。適切な安全管理の指導に留意されたい。

2 市道相川町四杖町1号線測量及び道路詳細設計業務委託 [土木建設課]

- (1) 道路上で測量をしていたが、道路交通法に基づく道路使用許可を受けていなかった。法令遵守の指導に留意されたい。

中央総合事務所

1 魚の町公園整備工事 [地域整備2課]

- (1) 都市公園の整備において、長崎市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例に規定している階段の手摺を設置していなかった。適正な設計に留意されたい。

上下水道局事業部

1 柴町ほか内径300 ㎜汚水管推進工事 [下水道建設課]

- (1) バックホウによる路盤整正の際、労働安全衛生規則に基づく接触防止の対策である作業員の立入禁止や誘導者による適切なバックホウの誘導を行っていなかった。適切な安全管理の指導に留意されたい。